

『新プリメール民法2 物権・担保物権法』 初刷補遺

本書初刷刊行以降に相続法改正（「民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律」平成30年法律第72号）が成立した。民法899条の2の新設にともない、本書で関連する箇所を以下のように補足しておく。 2020年1月

・61頁から始まる**①共同相続と登記**の最終段落のあとに以下の文章を挿入。

2018（平成30）年に成立した民法（相続関係）改正により、899条の2が新設された。同条1項は、共同相続による権利承継においても、「遺産分割によるものかどうかにかかわらず、」法定「相続分を超える部分については、登記、登録その他の対抗要件を備えなければ、第三者に対抗することができない」と定める。それは、上記の判例をただ明文化しただけという規定の仕方ではなく、以下に検討する諸問題にも波及的に影響しないではない（たとえば、「特定財産承継遺言」と登記の関係）。しかし、どこまでその影響が及ぶのかは自明でない。ここでは、読者の注意を喚起するにとどめる（→新プリメール民法5〔第2版〕第10章を参照）。

・64頁

「『相続させる』旨の遺言」は、新設された1014条2項の用語に合わせ、**④**の見出しを含めて「特定財産承継遺言」に改める。